

ディズニー・カードクラブ会員規約

第1章 総則

第1条 定義

「ディズニー社」とは、「ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社」をいいます。

「関連事業者」とは、「株式会社オリエンタルランド」、「株式会社リテイルネットワークス」、「株式会社ミリアルリゾートホテルズ」、「株式会社舞浜リゾートライン」およびディズニー・グループ会社を個別にまたは総称していいます。

「ディズニー・グループ会社」とは、米国ウォルト・ディズニー・カンパニー（その子会社、関連会社を含む）を個別にまたは総称していいます。

「JCB」とは、ディズニー社と共同でディズニー★JCBカードを発行するカード会社をいいます。

「ディズニー★JCBカード」とは、ディズニー社とJCBの提携により発行する提携クレジットカードをいいます。

「提携会社」とは、ディズニー・カードクラブに関連して、ディズニー社または関連事業者との間の契約に基づき、サービス提供等の業務を行う会社をいいます。

「本会員」とは、ディズニー★JCBカードに入会を申し込み、JCBに入会を認められた方をいいます。

「家族会員」とは、本会員が指定した家族の方で、JCBに認められた方をいいます。

「キッズ会員」とは、本会員または家族会員が指定した本会員と同居の家族（満6歳以上13歳未満）の方であって、ディズニー・キッズポイントカードの入会を申し込み、ディズニー社に認められた方をいいます。

「会員」とは、本会員、家族会員、およびキッズ会員を個別にまたは総称していいます。

「会員等」とは、本会員、家族会員、キッズ会員、および入会希望者を個別にまたは総称していいます。

「ディズニー・カードクラブ」とは、ディズニー★JCBカードのカード利用代金の額に応じて、ディズニー社が所定のディズニーポイント（以下、「ポイント」という。）を付与し、ポイント特典を提供する制度およびそれ以外のメンバー特典を利用できる制度をいいます。

「ポイント特典」とは、会員のポイント交換申請に基づきディズニー社が別途定めた商品・サービスを提供する特典をいいます。

「メンバー特典」とは、ディズニー社が会員向けに提供するポイントの交換申請を伴わない各種サービス・特典全般をいいます。

「本規約」とは、ディズニー・カードクラブ会員規約をいいます。

第2条 目的

本規約は、ディズニー社が運営するディズニー・カードクラブの内容とその特典を受けるための条件を定めたものです。

第3条 入会および会員資格

1. ディズニー・カードクラブの会員資格を得るには、ディズニー★JCBカードへの入会が必要です。
2. ディズニー・カードクラブの入会希望者は、ディズニー社およびJCBが別途定める手続きによって、ディズニー★JCBカードに入会を申し込んでください。JCBが審査の上、入会を承諾された方に、

ディズニー社は、会員資格を付与します。

3. 本会員または家族会員が指定することができるキッズ会員の人数は、合計 8 名までとします。
4. 上記の他、ディズニー★JCB カードの入会手続きおよび会員資格に関する事項は、JCBが定める JCBカード会員規約とディズニー★JCB カード会員特約をご参照ください。
5. ディズニー・キッズポイントカードの入会申し込み、問い合わせなどの各種手続きは、親権者である本会員または家族会員が行うものとします。
6. 本会員または家族会員は、キッズ会員のポイントの利用にあたってディズニー・キッズポイントカード特約を遵守するものとし、キッズ会員によるディズニー・キッズポイントカードの利用につき一切の責任を持つものとします。

第2章 ポイント獲得

第4条 ポイント獲得の対象

1. ディズニー社は、所定の方法により締め切られたディズニー★JCB カードのカード利用代金（別途通知または公表するポイントの対象とならないご利用代金を除きます。）に応じて、第5条に定める方法によりポイントを算出し、本会員に付与します。ポイント算出方法、ポイント付与の時期、その他のポイントに関する詳細は、ディズニー社が別途定めるところにより、本会員に対して通知または公表するものとします。
2. 上記の場合の他、ディズニー社または関連事業者が通知または公表する方法により、会員にポイントが付与されます。なお、ディズニー★JCB カードのカード利用代金が減額または返還された場合には、カード利用時に付与したポイントが減じられます。これにより、ポイント残高が零を下回った場合は、当該下回ったポイントに満つるまで、その後のディズニー★JCB カードの利用により付与されるべきポイントを減算します。

第5条 ポイント計算方法

1. 本会員または家族会員がディズニー★JCB カード（一般）を利用して商品・サービスを購入した場合、ご利用代金額 200 円に対して 1 ポイントが付与されます。（ただし、200 円未満は切り捨て）
2. 本会員または家族会員がディズニー★JCB カード（ゴールド）を利用して商品・サービスを購入した場合、ご利用代金額 100 円に対して 1 ポイントが付与されます。（ただし、100 円未満は切り捨て）

第6条 ポイントの管理・合算

1. 本会員および家族会員のカード利用代金に対するポイントは、本会員に合算して貯まります。
2. 本会員、その家族会員またはキッズ会員の間においては、ディズニー社が別途通知または公表する手続きに従い、ポイントを自由に譲渡することができます。
3. 上記の場合を除き、貯まったポイントを、会員間で合算・譲渡することはできません。

第7条 ポイントの有効期限

ポイントは、ポイントが付与された月から 36 ヶ月間有効とします。ポイント付与月から 36 ヶ月を超えたポイントについては、自動的に消滅するものとします。

第8条 ポイント数の告知

1. 会員が毎月獲得したポイントは、JCBより送付するご利用代金明細書に表示されます。
2. 毎月の獲得ポイント、ポイント残高、および有効期限については、会員向けインターネットサイト、その他ディズニー社が定める方法により確認することができます。

第3章 ポイント使用

第9条 ポイント使用の条件

1. 会員は、本規約に基づく会員資格を有しており、かつディズニー社が定める方法に基づいて使用する場合に限り、貯まったポイントを、本規約で定める方法により使用することができます。ただし、コンピューターの障害等でポイントの使用が一時的にできなくなる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
2. 会員は、保有するポイントの合計（本規約に従い本会員、家族会員、キッズ会員の間で譲渡されたポイントを含む。）が500ポイントに最初に達した後にポイントを使用することができます。

第10条 使用できるポイント

1. 使用できるポイントは、ポイント使用日時点で有効なポイント残高とします。
2. ポイントの使用にあたっては、付与日の古いポイントから順に充てるものとします。

第11条 使用対象者など

1. ポイントは、本会員、家族会員およびキッズ会員のみが使用できます。
2. 家族会員がポイントを使用する際には、家族会員の使用の前に、ディズニー社が定める方法により、本会員から家族会員へポイントを譲渡する必要があります。
3. 家族会員が退会した場合、家族会員に譲渡されたポイントの残高は、当該家族会員が属する本会員に振り替えられます。
4. キッズ会員のポイント使用方法については、別途定める「ディズニー・キッズポイントカード特約」を参照ください。

第12条 ポイントの使用方法およびメンバー特典

1. 会員は、ディズニー社または関連事業者が運営する施設・店舗・インターネットサイトで、ディズニー社または関連事業者が通知または公表する場所・方法により商品・サービスを購入する際に、会員が有効に保有するポイントを当該商品等の代金支払いの全部または一部に充当することができます。この場合、ポイントは1ポイントにつき1円で換算します。
2. 上記の他、会員は、ディズニー社または関連事業者が通知または公表する場所・方法で、ディズニー社または関連事業者が通知または公表する商品・サービスとの交換のために、会員が有効に保有するポイントを使用することができます。この場合も、ポイントは、1ポイントにつき1円で換算します。
3. ポイント特典・メンバー特典には、在庫に限りのあるものがあります。ポイント特典の内容によっては、お客様のお申し込みをお断りさせていただくなどの制限が適用される場合があります。
4. 期間を定めて提供されたポイント特典・メンバー特典は、その期間終了後は受領・利用することができません。

5. 会員は、ポイント特典・メンバー特典を受ける権利を第三者に対して売却することはできません。
6. 会員は、貯まったポイントを現金と交換することはできません。また、ディズニー社または関連事業者が認める場合を除き、換金性の高い商品（商品券等の前払式証票、印紙、切手などを含みますが、これに限りません。）の代金支払いに充当することはできません。
7. その他ポイントの使用方法・メンバー特典の詳細につきましては、ディズニー社または関連事業者が別途配布するメンバーズガイド等でお知らせする方法に従うものとします。
8. ディズニー★JCB カードおよびディズニー・キッズポイントカードの紛失、盗難、詐取又は不正使用による、ポイントの失効または使用につきましては、ディズニー社はポイントの再発行その他一切の責任を負いません。

第4章 個人情報の取扱い

第13条 個人情報の利用

1. 会員等は、ディズニー社が、以下の通り会員等の個人情報を取得し、必要な保護措置をとったうえで利用することに同意します。

(1) 取得・利用する個人情報の項目

- ① 会員等が所定の申し込み書に記載した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、会員等の属性に関する情報（会員等による届出等によりこれらの情報に変更が生じた場合、当該変更後の情報を含みます。以下同様です。）
- ② 会員のディズニー★JCB カードのカード番号、カード有効期限、ポイント番号、ディズニー★JCB カードのカード種別、ポイント残高、ポイント利用履歴、ディズニー★JCB カードの利用内容
- ③ 会員が届け出た e メールアドレス、FAX番号、ニックネーム、ログイン ID、秘密の質問、秘密の質問の回答等、会員がディズニー・カードクラブの入会後にディズニー社に届け出た事項
- ④ ディズニー社が実施するアンケートに会員が記入した事項

(2) 個人情報の利用目的

- ① ディズニー・カードクラブに関するサービスの提供
- ② ディズニー社が取り扱うその他のサービス・商品の提供・案内
- ③ ディズニー社のサービス・商品等に関するアンケートの実施
- ④ 新たなサービス・商品の開発
- ⑤ ディズニー社、関連事業者、JCB、提携会社その他ディズニー社が協力関係にある第三者が取り扱うサービス・商品、各種イベント、キャンペーンの案内、運営、管理、および各種情報の提供
- ⑥ 問い合わせ、依頼等への対応

ただし、会員が営業案内について中止を申し出た場合、ディズニー社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口へ連絡するものとします。）

2. ディズニー社は、ディズニー・カードクラブの運営にあたり、前項第(1)号に定める会員の個人情報

報を同項第(2)号に定める目的のため関連事業者と共同利用します。なお、共同利用における個人情報の管理については、ディズニー社が責任者となります。共同利用に関するお問い合わせは、本特約の末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。

3. ディズニー社は、会員等が本章に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、ディズニー★JCBカードの入会をお断りすることや、退会の手続きをとることがあります。
4. JCBにおける会員の個人情報の取扱いについては、JCB会員規約をご確認ください。

第14条 業務委託

ディズニー社は、ディズニー・カードクラブに関する業務の一部を委託し、業務委託先に対して必要な範囲で個人情報を提供することがあります。なお、業務委託先は、ディズニー社が委託した業務を再委託することがあります。

第15条 個人情報の開示・訂正・削除

1. ディズニー社が保有する会員の個人情報について、会員自身から所定の方法にて開示、訂正、削除の請求をいただいた場合、ディズニー社は請求者が会員本人であることを確認したうえで合理的な期間および範囲で対応をいたします。(開示または訂正等の請求は本規約末尾に記載する相談窓口へ連絡するものとします。)
2. 前項に基づく開示には所定の手数料を申し受けることがあります。

第16条 個人情報の変更届出

1. 会員が届け出た個人情報に変更が生じた場合には、会員は、ディズニー社またはJCBを通じて速やかに変更の届出を行うものとします。
2. 会員への必要事項の連絡および商品やポイント特典・メンバー特典の送付等は、別途ディズニー社が認める場合を除き、すべてディズニー社に登録した住所に行います。会員が転居等の理由で登録した住所より連絡先を変更する場合、その他登録した個人情報に変更が生じた場合には届け出る必要があります。この届出が行われなかったために、必要事項の不達および商品・ポイント特典・メンバー特典の不着など不利益が生じても、ディズニー社は一切の責任を負いません。

第5章 個人情報のプロモーション利用

第17条 特定会員向けキャンペーン

ディズニー社は、獲得ポイント数、ディズニー★JCBカードの種別、その他ディズニー・カードクラブへの参加状況の違いにより、特定の会員に対してのみ適用されるポイントの付与方法、ポイントの計算方法、ポイント特典、メンバー特典、その他のキャンペーンを行うことがあります。

第6章 会員資格終了時の取扱い

第18条 会員資格・ポイント特典・メンバー特典の利用停止

1. 会員が、ディズニー★JCBカードの会員資格を退会その他の事由により喪失した場合には、会員はディズニー・カードクラブの会員資格を喪失するものとします。本会員がディズニー・カードクラブの会員資格を喪失した場合、家族会員およびキッズ会員は、ディズニー・カードクラブの会員資

格を喪失するものとします。

2. ポイントの獲得・使用、またはポイント特典・メンバー特典の利用において、会員による詐欺、不正行為その他の違法行為があった場合、会員が、本規約、その他関連規約に違反した場合は、その他ディズニー社との信頼関係が著しく損なわれたとディズニー社が合理的に判断した場合には、ディズニー社は当該会員に対して、会員資格を取り消し、獲得ポイントの没収、すべてのポイント特典・メンバー特典の利用停止、返還請求を行い、その後の再入会をお断りする場合があります。
3. ディズニー・カードクラブの利用が適当でないとディズニー社が合理的に判断した場合には、当該会員に対して、それ以降のディズニー・カードクラブへの参加を認めない場合があります。

第19条 退会会員のポイント

退会または資格を喪失した本会員のポイントはすべて無効となります。ただし、家族会員、キッズ会員が退会したことによるポイントの取り扱いについては、この限りではありません。

第7章 その他

第20条 税金等の負担

会員は、ディズニー・カードクラブに関連して法律上課せられるすべての国の税金、関税その他の金銭を、(かかる支払い義務が発生した場合には) 支払う責任を負います。

第21条 権利譲渡等の禁止

会員は、理由の如何を問わず、ディズニー・カードクラブにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、また相続させることはできません。

第22条 ディズニー・カードクラブの終了・変更・中断

1. ディズニー社は、随時ディズニー・カードクラブを終了・変更・中断する権利を有します。
2. 終了の際は、会員に対し3ヵ月前までにお知らせするよう努めるものとします。サービス終了時点で、ディズニー社が別途通知した場合を除き、会員はディズニー・カードクラブの会員資格、未使用のポイントおよびディズニー・カードクラブに関する一切の権利を失うものとします。

第23条 規約・サービス内容の変更情報

1. 会員は、ディズニー・カードクラブの利用に関し、すべての規約および諸条件をご自身で確認いただき、これに従うものとします。ただし、本規約の内容を含むディズニー・カードクラブのサービス内容は、会員に通知または公表して変更することがあります。
2. ディズニー・カードクラブのメンバーズガイドをはじめとする案内書に記載の規定および告知内容等の確認事項については、最新の会員向けサイトまたは印刷物に記載された内容が従来の内容に優先します。

第24条 提携会社が提供する商品・サービス

1. 提携会社が提供する商品・サービスの品質、価格、宣伝告知などのすべての活動は、提携会社の責任のもとに行われるものであり、ディズニー社がこれを保証するものではありません。

2. 提携会社が提供する商品・サービスに関する紛争は、お客様と提携会社の間で直接解決され、ディズニー社は紛争解決について一切責任を負いません。
3. 提携会社が提供する商品・サービスの利用については、各提携会社の規約等の利用条件に従うものとします。

<ディズニー社相談窓口>

ディズニー社に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社 コンシューマー・リレーションシップ・マネジメント

〒153-8922 東京都目黒区下目黒1-8-1 アルコタワー

03-5977-7480

ディズニー・キッズポイントカード特約

第1条 目的

この特約（以下「本特約」といいます。）は、ディズニー社が発行する「ディズニー・キッズポイントカード」（以下「キッズカード」といいます。）に関する基本事項を定めるものです。キッズ会員（以下に定義します。）およびその親権者である本会員または家族会員は、キッズカードの申し込み・利用に際して、本特約の他、ディズニー・カードクラブ会員規約、JCBカード会員規約、およびディズニー★JCBカード会員特約の内容に従うものとします。

第2条 申し込み・資格要件

1. キッズカードに申し込むことができるのは、ディズニー★JCBカードの本会員である親権者（以下「本会員」といいます。）と生計を同一にする満6歳以上13歳未満の方です。
2. 上記の条件を満たす方で、キッズカードへの申し込みを希望する場合は、本会員または家族会員の同意のもと、所定の方法により入会を申し込んでください。
3. キッズカードの申し込みは、本会員一人当たり8名までとします。
4. キッズカードの申し込みが承認された会員（以下「キッズ会員」といいます。）は、所定の手続きを踏むことを条件に、満17歳になるまで会員資格を有することができます。

第3条 オリジナルカードの発行

キッズ会員には、オリジナルデザインのカードを発行します。

第4条 資格の発効と有効期限

1. キッズ会員の資格は、申し込みが承認され、登録手続きがすべて完了した日から有効とします。
2. キッズカードの有効期限は、その申し込み時点において本会員が保有するディズニー★JCBカードの有効期限と同一とします。
3. 有効期限が到来したキッズ会員は、第2条の条件を満たす限りにおいて、再度キッズカードにお申し込みいただくことにより、会員資格を継続することができます。

第5条 発行手数料

1. ディズニー社は、キッズカードの発行（有効期限到来時の再発行を含む。）に対して、発行手数料を徴収します。
2. 発行手数料は、キッズ会員の親権者である本会員に対して請求します。

第6条 ポイントの振替・利用

1. キッズ会員は、本会員、その家族会員、および他のキッズ会員（ただし同じ本会員に属することが条件）との間で、ポイントを相互に譲渡することができます。また、各々が所有するポイント数を所定の方法により照会することができます。
2. キッズ会員は、キッズ会員に譲渡されたポイントを利用できます。利用の方法・制約・条件は「ディズニー・カードクラブ会員規約」の定めるところに準拠します。

第7条 資格消滅

1. 本会員が、ディズニー★JCB カードを退会した場合、キッズ会員は自動的にその資格を失うものとします。その際、キッズ会員に属するポイントは無効となります。
2. キッズ会員は、本会員、または家族会員の同意を得て、いつでも退会の申請を行うことができます。申請に基づく退会の場合、キッズ会員に属するポイントは、本会員に振り替えられます。
3. キッズ会員について次の各号の一つにでも該当する事由がある場合、ディズニー社は、その判断により、会員資格を取り消す（キッズ会員資格の消滅）場合があります。会員資格が取り消されたキッズ会員に属するポイントは、本会員に振り替えられます。
 - (1) キッズ会員の申告に虚偽の内容が含まれる場合
 - (2) キッズ会員による利用が、本特約、ディズニー・カードクラブ会員規約、その他関連規約に違反することとなる場合
 - (3) ディズニー社がキッズ会員のキッズカードの利用が適当ではないと合理的に判断した場合

第8条 カード紛失時の取り扱い

キッズカードを紛失した場合、キッズ会員は本会員を通じてカード再発行の手続きをする必要があります。この場合、キッズ会員に属していたポイントは、本会員に振り替えられます。

第9条 権利譲渡等禁止

キッズ会員は、キッズカード、ポイント特典・メンバー特典、およびそれらの利用の権利を譲渡、貸与、または担保提供することはできません。

第10条 送付先・届出事項の変更

1. キッズカード、その他キッズカードに関わる一切の連絡は、「ディズニー・カードクラブ会員規約」第13条によりディズニー社が収集した本会員の個人情報に基づいて本会員に送ります。
2. キッズ会員は、すべての登録情報が正確であること、および届出が適時に行われることの責を負います。届出内容の錯誤により、あるいは本会員からの登録内容変更の届出の未達、不備、誤り等により生じた不利益に対して、ディズニー社は一切の責任を負いません。

第11条 会員情報の利用

ディズニー社は、ディズニー・カードクラブ会員規約に従い、キッズ会員の個人情報を取り扱います。ディズニー社および関連事業者は、キッズカードの運営に伴って得たキッズ会員の個人情報を、キッズカードを含むディズニー・カードクラブの管理・運営、ディズニー社および関連事業者が提供する商品・サービスのキャンペーン、商品開発、その他これらに付随する業務、情報提供のために共同利用いたします。（共同利用に関するお問い合わせは、ディズニー・カードクラブ会員規約の末尾に記載する相談窓口ご連絡するものとします。）

第12条 キッズカードの終了・変更・中断

ディズニー社は、随時、キッズカードサービスを終了・変更・中断する権利を有します。その他、当該項目に関する詳細は、ディズニー・カードクラブ会員規約に準拠します。